

# えんしん住宅サポートローン

2024年11月1日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>• えんしん住宅サポートローン</li> </ul>
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 申込時点又は融資実行日時点において当金庫の基金保証付有担保住宅ローンが次のいずれかの条件を満たし、最終返済時の年齢が満80歳以下の方             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本審査結果が「可決」又は「条件付可決」（条件を満たせるものに限る）のいずれか（回答有効期間内のものに限る）</li> <li>② 契約中で貸付実行日から6か月以内</li> </ul> </li> </ul>
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当該住宅ローンの対象物件に係る次の資金             <ul style="list-style-type: none"> <li>※申込日時点で支払日から3か月以内のものに限り、支払済資金も対象となります。</li> <li>① インテリアや家電等購入資金</li> <li>② 引越費用、仮住まい費用</li> </ul> </li> <li>• 申込人並びにその家族（配偶者・親・子・孫）が使用する自家用自動車（オートバイ、自転車を含む）の購入等にかかる資金             <ul style="list-style-type: none"> <li>※購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可）のほか、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入及び取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用を含む。</li> </ul> </li> <li>• 申込人が当金庫を含む金融機関及び信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換資金（借換に伴う繰上返済に係る手数料を含む）             <ul style="list-style-type: none"> <li>※当座貸越型消費者ローンの借換資金は、当該ローンを解約する場合には限りません。</li> </ul> </li> </ul>
4. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 500万円以内（1万円単位）</li> <li>ただし、本件以外にしんきん保証基金の保証付消費者ローンをご利用の場合（他金庫でご利用の融資を含む）は、累計して3,000万円までといたします。</li> </ul>
5. ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3か月以上 40年以内かつ当該住宅ローンの融資期間内</li> <li>※元金返済の据置が可能です。（据置期間は1年以内といたします）</li> </ul>
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当初のご融資利率は、当金庫が定める「新短期プライムレート」を基準に決定させていただきます。</li> <li>なお、ご融資利率は金融情勢などに応じ変動いたします。</li> <li>• ご融資後の利率は、4月1日及び10月1日の年2回基準金利の見直しを行い、基準日が4月1日の場合は6月、10月1日の場合は12月の約定返済日の翌日から新利率を適用させていただきます。</li> </ul>
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 毎月元利均等返済又は元金均等返済とし、ボーナス月増額返済も併用できます。</li> <li>ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資額の50%までとします。</li> <li>• 元利均等返済の場合、利率見直しの都度、ご返済額を変更いたします。</li> </ul>
8. 保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>• しんきん保証基金が保証しますので保証人及び担保は必要ありません。</li> </ul>
9. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保証料は、利息に含みます。</li> </ul>
10. 必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ご本人確認書類             <ul style="list-style-type: none"> <li>• 運転免許証又は運転経歴証明書</li> <li>ただし、上記書類を取得していない場合等は個人番号カード、パスポート、健康保険証若しくは顔写真付住民基本台帳カードといたします。</li> </ul> </li> <li>② 年収確認書類             <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、お申し込み金額が100万円以下の場合は、年収確認書類は不要です。</li> <li>• 公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか。</li> <li>• 年金をお受け取りの方は、年金決定通知書若しくは前年受取額を証する書類</li> <li>※支払調書は年収確認書類の対象となりません。</li> <li>• 産前産後休業中又は育児休業中の方は、公共職業安定所（ハローワーク）から交付される育児休業給付受給資格確認通知書、育児休業給付金支給決定通知書</li> </ul> </li> <li>③ 資金用途確認書類             <ul style="list-style-type: none"> <li>• 見積書、注文書、請求書等</li> </ul> </li> </ul>
11. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 繰上返済を行う場合は、次の手数料が必要となります。</li> <li>一部繰上償還（1回あたり） 3,300円、全額繰上償還 5,500円</li> <li>※上記金額には消費税が含まれています。</li> <li>※ご融資残高が10万円以下のお借り入れに対する繰上償還は、手数料無料となります。</li> </ul>

《裏面に続く》

<p>12. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。</li> <li>• 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>13. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 団体信用生命保険はご加入いただけません。</li> <li>• お申し込みの際は事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>• 現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫の本支店にお問い合わせください。</li> </ul>

